

岡労発基 0711 第 3 号
令和 5 年 7 月 11 日

建設業労働災害防止協会
岡山県支部長 殿

岡山労働局長
(公印省略)

橋梁建設工事における橋桁等構造物の落下防止等に関する安全総点検について

令和 5 年 7 月 6 日、静岡県静岡市の橋梁建設工事において架設桁が落下し、8 名の労働者が被災し、うち 2 名が死亡するという誠に遺憾に堪えない重大災害が発生しました。厚生労働省においては、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所の協力を得つつ、現在、専門的技術的見地から災害原因の究明と再発防止対策の樹立のための調査及び検討を進めているところですが、橋桁、架設桁等の重量物が落下した場合には、甚大な被害を発生することから、当該重量物の吊り上げ、送り出し、横取り、吊り下ろし等の作業（以下「橋桁等移動作業」という。）においては、安全対策の徹底を期する必要があります。

については、貴団体におかれでは、会員企業に対し、橋桁等移動作業の計画段階、実施段階において安全確保措置等が確実に講じられているか等、下記事項に留意して安全総点検を実施していただくとともに、問題がある場合にはその改善を徹底していただくよう要請いたします。

記

1 橋桁等移動作業の計画段階における安全の確保

- (1) 工法の安全性の事前評価を実施すること。
- (2) 作業の各段階における構造物及び架設用設備の強度、安定性等について検討すること。
- (3) 構造物、架設用設備等の落下・倒壊を防止するための方法等を検討すること。

2 橋桁等移動作業の実施段階における安全の確保

- (1) 構造物及び架設用設備の支持条件、荷重条件等に合致した作業方法により作業を実施すること。
- (2) 架設用設備の構造・強度に応じた適切な使用及び保守点検を実施すること。
- (3) 安全な作業手順を定め、それに基づいて作業を実施すること。
- (4) 作業の指揮命令系統を明確にするとともに、作業主任者等の職務の励行を図ること。
- (5) 必要な知識・技能を有する作業者により作業を実施すること。
- (6) 関係事業者間の連絡調整を緊密に行うこと。